

岐阜県防災モニター連絡会規約

(名称)

第1条 この会は、岐阜県防災モニター連絡会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、岐阜県内における公共土木施設等の損傷や危険箇所の情報を迅速に収集・通報するボランティア活動を行政との密接な連携により事故の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設等の損傷状況等の調査、報告
- (2) 公共土木施設の改善提案
- (3) 行政及び防災モニター相互の連絡・調整
- (4) 防災モニターに対する研修事業
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事業

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、岐阜県防災モニターに登録された者とする。

(役員)

第5条 本会運営のために、次の役員を置く。役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 地区委員長 5名
- (4) 地区副委員長 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 代表、副代表及び監事は、総会において選出する。
- (2) 地区委員長及び地区副委員長のうち2名は、それぞれ総務担当役員と会計担当役員とし、代表が指名するものとする。

3 各役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を務める。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 地区委員長は、各地区を代表する。
- (4) 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故ある時はこれを代行する。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行うほか、役員会に出席し意見を述べるができる。

(顧問等)

第6条 本会に顧問及び参与若干名を置くことができることとし、顧問及び参与は代表が委嘱する。

2 顧問、参与は、役員会に出席し意見を述べるができる。

(総務担当役員)

第7条 総務担当役員は、次の業務を行う。

- (1) 行政及び防災モニター相互の連絡調整。
- (2) 防災モニターの活動に関すること。

(会計担当役員)

第8条 会計担当役員は、次の業務を行う。

- (1) 会費の徴収。
- (2) 事業に伴う支出に関すること。
- (3) 会費の管理に関すること。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 地区委員会

(総会)

第10条 総会は、通常総会と臨時総会とする。通常総会は、年1回代表が招集する。

なお、代表が必要と認めたときは、臨時総会を開催することが出来る。

(総会の職務)

第11条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の制定及び改正に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他代表が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

(地区委員会)

第13条 圏域毎(岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨圏域)に地区委員会を置き、各地区に委員長、副委員長若干名、委員若干名及び班長を置く。委員長及び副委員長は、各地区の班長の互選による。委員及び班長は、会員の互選による。

- 2 委員長は、各地区を代表し地区を総括する。副委員長は委員長を補佐する。委員は副委員長を補佐する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、公益財団法人 岐阜県建設研究センター内に置く。

附則

この規約は、平成24年5月21日から適用する。

この規約は、平成25年6月10日から適用する。